

事 務 連 絡
令和2年2月28日

各 { 都道府県
政令指定都市
中核市 } 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や令和2年2月27日事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」等に基づき取り組んでいたところですが、令和2年2月28日付文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が発出されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所等における対応について、下記のとおり追加して取りまとめましたので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

1. 令和2年2月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」において、「教育委員会等から福祉部局に対して連携の要請があった場合には、教育委員会等に対して、受入可能人数について情報提供するなど必要な協力を行うこと。」としていた。

このたび、令和2年2月28日付文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」（以下「文科省通知」という。）において、「特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。」とされたことを踏まえ、改めて教育委員会等に対して必要な協力をお願いする。

2. 放課後等デイサービスの利用を希望する保護者等からの連絡が直接事業所に寄

せられ、事業所において調整を行うことが困難な場合には、保護者等に対し、利用調整を行っている教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えていただくよう案内することについても改めてお願いします。

3. 文科省通知において、「やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。」とされたことから、管内障害児の状況を確認し、必要に応じて教育委員会と連携しつつ、児童の居場所の確保に努めるようお願いする。

以上

(参考資料)

- ・新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（令和2年2月28日付文部科学事務次官通知）

厚生労働省ホームページ

自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037，3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp